

「稽古也」等、「富永覚正寺」に入門し、笛を学んだ。この富永正覚寺は、東儀文均が出張稽古に訪れた、名古屋玉屋町の雅楽の拠点の一つ覚正寺と結びついていた。元々覚正寺は、富永村（現名古屋市中川区）にあった。元和年中に玉屋町に移転したが、富永村にも覚正寺は残った。名古屋と富永村の覚正寺は同根であり、雅楽を行って不思議ではない。服部纘の師匠は「富永寂静坊」で、嘉永四年十二月二十八日には「富永先生取次之京都入門伝授之折紙、了円坊房次郎、逸三郎、一昨日長二郎、初太郎へ被相渡、今日落手」との記事がある。服部纘等は、富永寂静坊の取次で「京都入門伝授之折紙」を入手した。京都の三方楽所の楽人の誰かと結びついていることが理解できる。これが東儀文均かどうかはわからない。文均の『楽所日記』に記載されない、尾張の豪農・寺・在村医師等が熱心に雅楽稽古をしている事実こそが重要だと思う。『名古屋市史』風俗編や清水禎子論文は、名古屋城内東照宮、熱田神宮、尾張一宮等で雅楽が行われ、またその師匠家の三方楽人も東儀家以外に幅広いことを明らかにしている。服部家の場合、服部凱と纘の二代にわたり国学を学び、凱は尾張藩校明倫堂教授並の鈴木胤を招き、その講話記録を残している。纘もその例に倣い、尾張藩に当時明倫堂典籍次座であった植松茂岳の廻村講話を嘆願している。三河西尾城内御劔八幡宮神主新家筑後守千足が嫡男甲斐守を植松茂岳に入門させたことを結びつけると、雅楽と国学の幅広い裾野を展望することができるように思う。

注

- ① 『名古屋芸能史』前編（文化財叢書第51号）。
- ② 名古屋の雅楽関係は『名古屋市史』風俗編による。
- ③ 『海部津島人名事典』。
- ④ 『愛知県史』資料編近世学芸付録門人帳CD。
- ⑤ 清水禎子「尾張における奏楽人の活動について」（岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』二所収）。
- ⑥ 磯野直秀・田中誠「尾張の嘗百社とその周辺」（『慶應義塾大学』紀要No.47）
- ⑦ この時期の尾張藩士については、嘉永五年「家中いろは寄」による。
- ⑧ 『名古屋市史』人物編、大野正茂編『高須藩人物略誌』。
- ⑨ 大野正茂編『高須藩人物略誌』。
- ⑩ 『名古屋市史』人物編。

の植松茂岳に入門させたと羽田野に伝えている。植松茂岳は^⑧、有信の養子で、本居大平門人である。本居宣長門人で尾張藩校明倫堂教授並であった鈴木眼が天保八年死去後、明倫堂典籍次座として明倫堂で国学を講じた。後に明倫堂教授、同国学教授となった。三河幡豆郡寺津八幡宮神主の渡辺政香も、羽田野敬雄と交友が深く、江戸の平田家にも出入りしたが、植松茂岳の門人でもある。

二項目は熱田神宮の舞楽の件である。毎年三月十五日に行われた。新家千足は、これを見て見事なものだと羽田野に書き送っている。舞台の様子や組曲など詳しく記している。熱田神宮の舞楽は『名古屋市史』風俗編が詳しいが、舞台の様子などは記していないので、新家千足の書状は貴重である。『樂所日記』に東儀文均が熱田神宮の楽人の指導に來ていることが記されている。新家千足も、熱田神宮の楽人と交友したものと思われる。

この書状を見ると、新家千足等西三河の人々と名古屋との繋がりが深いことが理解できる。

おわりに

南谷論文と東儀文均の『樂所日記』を参考に、美濃高須の吉田家の書状、三河西尾御劔八幡宮神主新家千足の羽田八幡宮神主で平田派国学者の羽田野敬雄に宛てた書状を読み解いてみた。東儀文均が、美濃高須の吉田家、名古屋の尾張藩年寄(家老) 大道寺家、浄信寺、覚正寺等、また三河西尾の新家家に集中的に出張稽古に出ている背景と実態も書状で明らかにできたとと思う。この中で特に、新家千足の妻が、三方楽所楽人の芝家から來ていることは、想定できなかった新事実の発見であった。東儀文均が当初「親類」であることが不

思議な気がしたが、東儀文均自身が芝家の出身で、東儀家の養子であること、新家千足の妻と文均の実父が従姉妹であることが確認できたことは、重要な知見であった。ただ、新家千足の家に、楽人芝家の娘が嫁した理由と背景については、尚解くべき課題として残る。

また、「はじめに」でふれた清水禎子「尾張の奏楽人の活動について」は、本稿と合わせて見ることで、より幅広い尾張の雅楽の世界が理解できると思う。また坪内淳仁「近世後期豪農層の文化展開と茶の湯―尾張国海西郡荷之上村服部弥兵衛家にみる」は、尾張の豪農の茶の湯を焦点にして、そこに尾張藩の御茶道、御数寄屋頭の平尾数也が指導に來ていることを明らかにしている。それとともに、この論文では、豪農服部家周辺の雅楽についても明らかにし、服部家九代續(逸三郎)の「雑略記」から次の事実を紹介している。嘉永三年(一八五〇)四月二十四日「昼後より周一同道、鯛浦専念寺江笙稽古二行」、同二十五日「今日も逸三郎専念寺行、笙稽古也」同五月二日「午後逸三郎専念寺行、笙稽古」同三日「専念寺、了円坊、周一、石田玉泉寺、香兵葛城祐願寺、私宅江笙稽古初会入来」同四日「笙稽古一同入来」嘉永四年二月二十三日「樂稽古、例之人別入来」等、服部讚が笙を嗜み、周辺の仲間と雅楽を行っている。「周一」は、服部家に医師として出入りした五之三村の村瀬周一、「専念寺」は服部家の菩提寺、「石田玉泉寺」は、海西郡石田村の寺院だということ。この笙の師匠の系統は明かではないが、服部讚は、同時期に笛も習っている。嘉永四年七月二十四日「逸三郎、了円坊、房次郎同道、富永覚正寺へ行入門、式朱持参、入夜帰ル」、同八月三日「未明より富永江行」、同八月十日「未明より逸三郎富永へ行、房二郎不参、了円坊ト兩人也」、同十二月二日「逸三郎富永行、笛

来之御案拜見仕、御同慶至極奉歎候、右二付私共ニも奉納等被仰越奉畏候、尾州ニは彼是催候文庫も出来候得共、外ニ未た承不申、誠御大切奉賀候、小子方も昨春以来色々心組仕、在来之書物を増申度、追々文庫学問所再建之催専らニ御座候得共、未夕用度之差支ニ而困入申候、何卒存意を合相達し申度折候

(略)

一、御賀之集(文庫創設) 拜見被仰付拜見仕、城内(西尾)之衆中も相望候ニ、一覽ニ差出甚延引恐入候、(略) 東儀江州も内話六ッ敷義有之時節ニ而、誠以折角六ッ敷其義出来申遣し難く、歌数も出来兼重々御氣之毒千万奉存候(略)

一、古道大意(平田篤胤著) 御差送り難有拜受仕候、未取込得と熟覽不仕候得共、宜敷書ニ奉存候、右一統ニ相廻し望之仁御座候ハは、猶又可申上奉願上候様可仕奉存候、則代金拾式匁差上申候、御落掌奉願上候、山々御礼申上候

(後略)

羽田野敬雄は、嘉永元年(一八四八)に羽田八幡宮境内に羽田文庫を創設し、多くの人々に書物の献納を依頼した。新家千足にもその依頼をしたようである。千足も西尾城内の御劔八幡宮に学問所と文庫を再建したいという。羽田文庫創設の賀集に、新家千足は京都方面の親類筋、東儀文均にも和歌を依頼しようとするが、何か東儀に「難しい」件ができたので、依頼は無理だとしている。次の項では、羽田野から廻った平田篤胤著『古道大意』の代金十二匁を支払うとともに、周辺の人々にも紹介するという。

⑦史料七、(天保十五年か)三月廿九日付

(前略)

一、平田大人神さりました候旨、おしき義ニ奉存候、右御いたミの御歌為御見被下、難有拜見仕候、日頃御歌ハ不被遊哉と奉存候処、甘心成御歌奉存候

右之御書物いつか御返可申上候処、旧冬より殊の外取込、心配之義共繁多ニ出来仕、誠ニ以延引之段御断候、方々御礼申上候、甲斐守(新家千足嫡男)よりも呉々御礼申上候、甲斐守義も当春植松庄左衛門茂岳(本居大平門人、尾張藩校明倫堂教授)へ入門為仕候(書物略)

一、当三月十五日、熱田舞楽拜見ニ参り申候処、見事成義ニ御座候、九ツ時過始り七ツ頃相済候、曲数左之通御座候、尤十三・四年めにて、同組曲ニ相成候旨、よく沢山ニ出来候と奉存候、勅使殿拜殿之間ニ、三間四方白木舞台候、其左右ニ太鼓の台、上ニも舞台と同く、らんかん昇りたん付候、太鼓ハ大キ成物ニ御座候

振鉦 央宮楽 仁和楽 甘州 林歌 納蘇利
陵王

退出長慶子

右之通御座候、東西之楽屋より隔番ニ有之ハ、雨天ニ候得共舞台ニ而相済候、大宮司家衣冠野剣為持、若大宮司ハ裏付狩衣ニ而勅使殿ニ着座し候、神官衆頭人と見へ拜殿東西ニ着座被致候(以下、略)

平田篤胤死去の哀悼歌を羽田野敬雄が送っている。篤胤死去は、天保十四年(一八四三)閏九月なので、三月二十九日付の、この書状は天保十五年のものだと思われる。新家千足は、羽田野を介して平田国学に関心があるようである。しかし、嫡男の甲斐守を名古屋

座奉恐賀候、私宅無異儀罷在申候、乍憚尊慮易思召可被下候、先達而は京都向服受方之趣、御認被成下千万難有仕合奉存候、如仰東儀等兄弟之受方、御認越之通二御座候(略)

羽田野からの京都関係の件については、東儀に確認をしているようである。

⑤史料五、(嘉永七年か) 八月廿日付、羽田野敬雄宛新家千足書状(前略)

扱旧冬御借被下候清国江エギリス船来り乱妨一件之末二、田原渡辺主(渡辺崋山)、近年被仰出候打払等被仰出候而は後來怨を結不可然由、彼是被申御咎之段恐入候儀二御座候処、此度諸大名小名方江右渡辺氏存慮之通御触御座候(日米和親条約か)定而御地御城主様江も御触有之候儀、御家中方二而御覽被遊候儀と奉存候、私も鳥渡一見仕候、未た委敷ハ不見候、秋の錦二禁中をうちと申、遠のミかどを上と被申候儀、御心付之趣御尤千万之義奉存候、何事も右之次第二て誠ニ一恐多義ニ奉存候、乍内々本居(宣長)故大人も、書物ニハ体能御敬厚候義とも、殊勝之事ニ被為認候得共、植松(有信・文化十年死去)故大人抔直面ニ被申義など聞クに、忍び難き義ニ御座候、本居大人も直面ニ而は背候哉と奉推察候、何卒一皇国学業候様御同意奉祈候

(中略)

一、御所御舞御覽ハ御拝見御座候哉、私ハ心懸候得共、正月之事故未た拝見不仕候、娘共八年々紫宸殿之御縁上ニ而拝見仕申候、右衆人衆名前宝曆五年より年々の名前帳御座候処、是も引破り残へん御座候間、若し御拝見も御座候節之御心得も相成哉可存、一年之処

写入高覧候(略)右之内、寛葛(南都方楽人芝家、龍笛、左舞)ハ小子妻祖父二御座候、正四位下大隅守二御座候、父越前守ハ葛能と申、右之内ニハ無之從四位上ニ而卒申候(後略)

最初の項で、渡辺崋山が咎めを受けたが、現在では崋山の意見通りの触を幕府が大名小名に出し、新家千足も見たとのこと。日本と外国との関係は、本居宣長も書物には、天皇を尊重しているが、弟子である名古屋の植松有信に直接面会して見解を聞くと、そうでもないようである。どうか、皇国学が栄えるようにしたい。新家千足の立場は、外国に対しては、強気であり、羽田野が信奉する平田学に近いようである。

二項目は、新家千足の妻の出身に関する件が興味深い。「御所御舞御覧」は、娘たちが、紫宸殿の縁上で毎年みている。宝曆五年(一七五五)からの楽人の名前帳があるが、一年分の写しをさしあげる。そこに出ている寛葛は、新家千足の妻の祖父、葛能は妻の父だという。つまり、妻の実家は三方楽所の南都方楽人で、祖父が正四位下大隅守芝寛葛、父が従四位上越前守芝葛能である。東儀文均は、東儀家の養子で、元は芝葛起の三男で芝葛具を名乗っていた。文均の実父芝葛起の祖父が芝寛葛、葛起の叔父が葛能である。新家千足の妻は、文均の実父葛起の従姉妹である。新家千足が東儀文均を「近親」というのは、この血縁関係によるものである。新家千足の娘が、紫宸殿の縁上で舞楽を見ることができるとも、妻方の実家南都方楽人芝家と天王寺方楽人東儀家の縁戚関係によるものである。

⑥史料六、(嘉永元年) 八月廿四日付、羽田野敬雄宛新家千足書状(前略) 貴社御境内ニ御文庫御催しニ相成、既ニ御用度も多分御出

儀等より取持遣候処、さしたる家ニハ無之哉と奉存候処、近頃親類書東儀より差遣候処、婿内匠姉ハ下鴨神主泉亭三位（梨本俊益）妻、北面山形加賀守、岩倉御門主様（実相院）御侍三好筑前介、禁裏御

板元岸織部、親類書ニ載居候、（立川）内匠（廿五歳）父主税伯母、一条故准后様を御誕生申候よし、内匠義も御侍も御取立も可有之と内間も申越候、右内縁ニ付御簾中様一件も、早々内々申越候間、祭礼差急キ候得共、御停止差掛り申候、先達而も申上候、愚妻妹梅宮三位神主（橋本順福）江嫁し、又下鴨三位家も近縁ニ相成、私共三位之神主両所有之は、田舎ニ珍敷冥加至極と歎奉存候、右等之儀外へ申候而ハ相別不申候得共、御懇ニ付内々序ニ申上候、御承知之通、三位神主ハ皇國中ニ数程か無之候義、珍敷と奉存候、思之外成家と此節驚奉存候、右之段申上度、如此御座候、秋暑随分御厭可被遊候様奉存候、以上

（以下、略）

最初の部分は、遠州一之宮に嫁ぐ予定であった飛鳥井家の姫が死去したので、親戚の東儀文均を介して他家を尋ねたところ、宮様や相国様御近親や、加賀侯縁家もあがったとある。東儀は、公家と交流があり、新家千足に対し姻戚関係の仲介をしていることが注目される。

次の項は、新家千足の娘の婚姻に関しての件である。新家はこの件についても東儀に仲介を依頼し、娘が一条家の家臣の立川内匠に嫁ぐことになった。東儀からの親類書によれば、内匠の姉が下鴨神主泉亭三位（梨本俊益）の妻。また、新家千足の妻の妹が梅宮三位神主（橋本順福）に嫁している。三位の神主は、日本中でも少ないのに、その内の二家が近縁になった。西尾城内の神社神主の新家千

足と、京都の有力神主や公家との姻戚関係、また東儀がその仲介をしていることに注目される。新家千足は、この件を誇らしげに羽田野敬雄に伝えている。

③史料三、九月五日付、羽田野敬雄宛新家千足書状

（前略）

一、勅使ハ吉田家御勤之旨、東儀近州より承申候

東儀に承ル

一、葵御祭り鴨御神社楼門之西之廊にて、笛筆築之音いたし候ハ、勅使御参入ニ付而之義かと存居候処、左ニハあらず、東遊求子のしらべをいたす二候よし、右葵は京都南都方出仕、天王寺方ハ当りの人所労等ニて、被相頼候節ハ出勤

一、一昨年大和ニ而御陵を堀、朱を出し候咄は、早御聞及ひの義ニ奉存、書し不申候

一、昨年女御櫛之御降誕様は、直ニ御行届被為在候旨、奉恐入候御儀ニ御座候

一、御父天皇之御法事ハ紫宸殿ニ而被為行、御祖父席様よりハ仙洞御所ニて

（後略）

東儀文均から新家千足には、種々の京都情報が伝えられていた。この書状はその一端である。こうした情報は、逐一、羽田野敬雄に伝えられたと思われる。

④史料四、十二月十日付、羽田野敬雄宛新家千足書状

一筆啓上仕候、甚寒之節ニ御座候得共、被成御揃益御勇健ニ被成御

四、三河東儀関係史料

『楽所日記』から文均が三河西尾の御鋌八幡宮神主の新家筑後守家に出張稽古に出かけていることが確認できる。また、嘉永元年（一八四八）、四年、五年、安政三年（一八五六）の東儀文均の美濃高須や名古屋での出張稽古について、楽奉行四辻氏への届け出は、三河西尾の新家筑後守訪問としている。

東儀文均と新家筑後守千足との関係を示す、羽田野敬雄宛新家千足書状が残されている。羽田野敬雄は、三河羽田八幡宮・神明宮神主で、文化八年（一八一二）に本居大平、文政十年（一八二七）に平田篤胤に入門した。三河国学の中心人物である。嘉永元年、同志と羽田文庫を創設した。新家千足は、国学関係門人帳では確認できないが、羽田野宛の書状では、本居国学や特に平田国学に共鳴をしていることがわかる。また、本居宣長門人の名古屋の植松有信には直接、面談しており、嫡男の甲斐守を有信の養子の植松茂岳（尾張藩校明倫堂教授）に入門もさせている。また、妻の実家が、東儀文均の実家と同じ、南都方楽人芝家であることも確認できる。以下、こうした件について該当部分を中心に抄録し、解説をしたい。

①史料一、（嘉永五年）二月十五日付羽田野敬雄宛新家千足書状（前半略）

一、当地并西新田持之向々、楽執心之族御座候二付、近親東儀近江守三月より来り、稽古相頼申度旨去ル十四日立二而為差登候間、差来仕候ハは京地之義共承り可申上と奉存候、若し御用之義も御座候ハは、可被仰下候、以上

二月十五日

千足 拝

羽田野君 御許へ申上候

この書状は、『楽所日記』に嘉永五年（一八五二）に東儀文均が美濃高須や名古屋を訪問して後、三月に三河西尾の新家と、「西尾伏見屋新田成瑞寺」を訪問し、雅楽の稽古をした記事と完全に符合する。新家千足は東儀文均を「近親」と記している。高須や名古屋への雅楽稽古について、楽奉行四辻氏へ、新家訪問と届けているのは、雅楽稽古ではなく「親戚」である新家訪問ということである。許可を受けていることがわかる。東儀が来れば、京都情報も得られると新家千足は、羽田野に告げている。

②史料二、（嘉永六年）七月二十四日付羽田野敬雄宛新家千足書翰（前略）

一、飛鳥井様御姫様之義、鳥渡申上候処、辻村君にも御申之旨承知仕候

誠二以実々申上候、遠州一之宮（小国神社）親類中江ハ密二御座候得共、遠州一之宮江御約束之御姉姫様ハ御隠被成候間、無是非他之御家を、私近親東儀近江守を以相尋候処、御三殿様同人伺申候処、御名高キ御殿も有之、且三宮様・相国様御近親并加賀侯（前田齊泰）御縁家も有之、何れも様本腹二而御座候、江州（近江守）二御直面御頼之旨、難有義二奉存候、遠州一之宮二縁無之者、外江セ話頼度候趣、何れ様被仰候旨、寺社は難有義と奉存候、然ル処、一之宮未タ何れ様とも治定仕呉不申、甚以迷惑至極仕候、尤大水等二而参り兼可申候得共、日々相待居申候、此義ハ極内々二奉願上候

一、先達而も申上候、私別腹之末女之義、一条様御家中江嫁入、東

六月廿六日

文均

耕平様（吉田利和）

房七郎様（吉田利純）

尚々御家内様方へ宜御伝声可被下候、去月末柴山氏御上京ニ而、四、五曲合奏、久々ニ而承り候、御繁多之御中、御志之程感心仕居候御事

尚々世上睦ヶ敷時節相向困居候処、楽屋之方ハ申年以前より繁茂之様ニ被為候ハ、如何之事ニ候哉、是ハ東都而巳之事ニ候哉、併遠方より楽事之往反、矢張関東辺から下官下向之儀縷々申来候得共、時節相応下向仕兼居候得とも、不思議候物ニ御座候也

この書状の要旨

①先年取り次いだ古管笙の件、林家へ御譲り子細了解、しかし残念の事である。外でもなく東儀と同列の楽人林日向守家へ御譲りなのは、この上もないことであるが、楽器の執心ではなく、金銭のたくらみあつての御譲りのようなので、嘆かわしく思う。

②去月柴山氏上京の折、四五曲合奏した。繁多の中、楽道の志の程感心した。

③世上難しい時節に向かい困っているが、楽道は申年（万延元年か、三月桜田門外の変）以前より繁茂なのは不思議な事である。遠方からの楽事の「往反」や関東方面からの出稽古の依頼が来るが、時節相応に出かけることができない。

以上五通の關係書状を紹介した。書状に出て来る高須の吉田長右衛門（耕平）は^⑧、吉田利和、房七郎は弟の吉田利純である。吉田

三〇

利和は、本居国学を学んだ吉田利充の次男で、天保二年（一八三二）生まれである。安政二年（一八五五）に父の利充が死去し、兄の利恭もすでに亡くなっていたので、二十五才で家督を相続して「長右衛門」を称した。従つて紹介した五通の書状はいずれも、安政二年以降のもので推定できる。また、史料五に「申年以前より繁茂」とあり、申年は万延元年（一八六〇）と推定できるので、文久頃のものだと思われる。大道寺玄蕃は、天保九年から十年にかけて一度年寄（家老）になり、嘉永六年（一八五三）から文久二年（一八六二）にかけて二度目の年寄を務め、文久元年には従五位下駿河守となっている。任官手続きのため、公家との關係は深いものであったと思われる。大道寺家臣の水野正信（三四郎）が、玄蕃の「老衰」を記しているが、書状を文久期くらいに想定すれば、理解できる。また、ペリー来航以来の海防關係軍事實費の増大は著しく、儉約令を出すとともに、豪商、豪農の外、町や村からの調達金は多大に登っていた。大道寺玄蕃が大金を楽器に投入するのは、役目柄知られては都合が悪いとの水野正信の書状からみて、年寄在任中と考えられる。従つて文久元年から二年のあたりの書状だと思われる。

雅楽は、当然楽器が必要である。これらの書状を見ると、東儀文均が雅楽稽古に出張している先の門人の楽器購入に、取次、斡旋という形で関わっていることがわかる。東儀から見れば、稽古の謝金の外、楽器の取次での手数料も大きな収入であったといえる。取り次ぐ楽器が百五十両、百両というような大金であるので、名古屋の大道寺家、覚正寺、高須の吉田家等でも、簡単に購入するわけにはいかなかったと思われる。東儀、大道寺、覚正寺、吉田の相互での駆け引きを、書状から窺うことができる。

致事二付、此段一応及御相談置候様被申付候間、差置可被下候、扱先生もいまた宜敷御談待無御座、此度御品ニより稽古ハ不被致処奉存候、何分畢強主人も近来ハ楽道廃業、以前之様ニハ無御座、是ハ実ニ老衰故之事と被存申候、尊君ニハ定而益御熟練之御事と被察入、今度ハ御差支ニ而尊地逗留ハ不被致由、御慚愧之事と奉存候、呉々も金之義ハ先生御猶更御相談申、其上ニ而否可申上候、右様思召可被下候

一、兼光一刀為御見被下候、右ハ如仰先頃高木様より御噂有之候処、内実ハ評判も不宜あまり高直と申事ニ而、主人ハ一覽不被致候、然るニ今度為御見ニ相成、先は大慶被存候、篤と一覽有之候処、暫細身ニ而其上出来不宜、廿五、六金ハ実ニ高価ニ有之候、持主廿日頃東下之由ニ而、急之御事ニ御座候旨承知仕候、御大切之御品ニ候間、先ハ致返上候、御改御受取可被下候、又々御見出し候ハ、是ニ御擬無御座為御見可被下候、彼是多事、草々返事迄申進候、時節折角御厭專一二折入申候、以上

六月六日認

長右衛門様

御座下

三四郎

三郎進

この書状の要旨

①笙の件、譲つても差し支えないとのこと、過便では、東儀先生や覚正寺へは内密にということで、主人(大道寺)も承知であった。ところが、猶考えるところがあれば、東儀先生に相談するのがよいとのことである。証書は拝見し、主人も一覽したので返上する。

東儀先生と直接相談してから可否は返事をする。

当節は儉約令の中、大道寺も大金の品を求めたことが、世間に流布すると役目柄(嘉永六年から文久二年尾張藩家老)心配である。そのため、「年限勘定」でなくては無理。また、修復しないと使用できない品なので、「御戻の約定」があつては、修復もできない。

大道寺は近来は老衰故楽道を廃業、以前のようにではない。金の件は先生と相談して後、可否を返事する。

②兼光の刀の件、御見せ下さったが、細身で出来がよくなく、二十五・六両は高価なので、返品する。これに懲りず、また見つけたら御見せください。

(史料五、六月二十六日付、吉田耕平・房七郎宛東儀文均書状)

端裏「濃州高須、吉田長右衛門様御座下 東儀近江守」

「從京都 六月廿六日認」

貴翰參致拜見候、如命大暑之節御座候処、各様愈御安全珍喜之御事奉寿候、然は其後は打絶御無音多罪真平御宥恕可被下候、今般御幸便ニ付御便、且亦御国産之養老酒壺御恵被下、兼而好物之美酒日々相楽賞味仕候

一、先年御取次申置候古管笙之儀、御扱出ニ付林家(注、林日向守、東儀文と同列の天王寺方楽人)へ御譲り被成候子細、委曲御申越御尤千万奉存候、御趣意之条相心得申候、併残念之御事奉存候、不外同列共へ御譲ニ相成候ニ付、重畳之事と申度候得とも、是ハ器物之執心ニ而は無之、一物有之候而譲渡候趣意は御察候、終ニは楽道執心之志之手ニ振候儀、難出来可相成と被存候ニ付、此儀嘆々敷存候、委曲万端面上之節御咄可申述候、何分ニも御書中之旨、委細承知仕置候、此比甚以多用略答御免可被下候、後便万々可申述候、以上

十一月八日認

吉田長右衛門

房七郎

東儀近江守様

御坐下

尚々、此到管大道寺様へは御廻シ無申様奉願候、御仲間内無事差起候由、不少々重言更ニ愕然之仕合ニ御座候、乍筆尾、御惣容様宜敷被仰上被下候様奉願候、已上

この書状の要旨

笙の件、大道寺家への返事には、売切値段を内密し、吉田が執心のため、もう一年預かりにしてほしいと頼んでいるということにしておられないか。そうすれば、多忙中の煩いもなく、ゆつくり検討ができる。

(史料三、吉田長右衛門宛大道寺家臣水野書状)
端裏「五月廿二日着、大道寺殿、笙之事、東儀之事」

本月十九日御認貴翰、今廿二日相達拝読、及御安楽御暮奉欣喜候、扱ハ委細御紙表之趣、玄蕃江申聞候処、兼而御噂御座候御笙之儀、何卒御一盃ニ御譲直段等御聞セ可被下候、其上御否被申度存候、尤東儀氏江も御内々之旨承知被致候、何分御報ニ御申越可被下候、且東儀氏此節当地へ滞留と御推察之由、また相見へ不申候、此段も貴報旁可申上旨被申付候、草々頓首

五月廿二日

水野三郎進

水野三四郎

吉田長右衛門様

御報

二八

この書状の要旨

吉田からの手紙を拝読した。主人の大道寺玄蕃に伝えたところ、噂の笙の件、譲り値段を聞かせてほしい。その上で可否を判断したい。この件は東儀も内々承知である。東儀の名古屋滞留の推察については、まだ来ていない。

(史料四、六月六日認、吉田長右衛門宛大道寺家臣水野書状)

昨五日ニ尊鳳拝受、如仰強吹御座候処、愈御安基被成御座奉賀候、然ハ兼而之式管御笙之義、右之分ハ御譲ニ相成候而御差支筋無御座由、夫ニ付過便御沙汰ニハ、右之段若東儀先生に相知候而ハ御心配之旨ニ付、内密ニ相心得置候様被仰候、猶又寛正寺江も御同様御沙汰ニ付、是段同人よりも被申越候共、委曲主人江申達承知之事御座候、然る処猶御勘考御座候而ハ、右之段東儀氏江有体程能相談之方、可然と御思惟被仰下候趣、委細致承諾候、仍而証書迄も拝見、主人江も入一覽置申候、則返上仕候、慥ニ御入掌可被下候、幸、先生江御直談ニ仕候方可然旨御沙汰ニ付、猶更熟談之上古從是ニ申上候、先生江兼而御会積品御座候旨、弥々相談相整候次第ニ相達候節ニハ、御割合可申候間、此段も心得居申候、扱先頃も御咄申候通、当今節俟之時節、玄蕃ニ於而も大金之品相求候扱と申事、世間江流布いたし候事ハ御役柄之義甚心配ニ付、年限勘定ニ無御座候ハ而ハ、迎も御相談か難整相見申候、加之ニ右器ハ修復之上なら而ハ難用品ニ付、千辛万苦シテ吹ケル様致候処を、又御取戻と申様ニ而ハ、御双方相談も六ヶ敷候半哉、此方之物ニ致候へハ、たとい改替候而弥具合あしく相成候共、其分之事、又は御戻之約定有之候而ハ、修復も不被

持主存心相尋大道寺へ懸ヶ合可申哉奉存候、私存心二而は左様之品ハ出物類二ハ有之間敷、且亦高金御座候ハ、随分御手二入可申哉奉存候得共、直段相応亦下直二は迎も御手二入間敷哉奉存候間、思召有之候ハ、力一杯相働可申哉奉存候得共、時節柄追々押詰候而、前文之次第二而、私下向之儀も出来不申、甚以不弁二御座候故、以書取申入候、貴家思召有之候ハ、今金七拾兩御出金二而、御買取二相成候而は如何御座候哉、尤売払切之御往反二而、其上貴家より一管大道寺へ春二而も御懸ヶ合二相成候御工夫、如何御座候哉奉存候、乍併右之品持主手放し申候も残念被思候哉存候故、譲り状相添貴家より外へ参り候共、譲り状御取置被下候様之次第相付候ハ、出来可申哉奉存候、当時大道寺へ懸意候機対し、貴君へ不実二相当候哉奉存候二付、態々以書中御尋申候間、急々御答被成度候、尚後便呈上可申入候、以上

霜月七日

文均

長右衛門様

尚々、各様方へ可然御伝声可被下候、先達而大道寺より別紙到来之処、本文取込二而未返事も不申出候処、貴家御引上候ハ、限月二相成候二付、此段御対談申入候間、急々御答奉待候事、例之乱文乱書御推覧可被下候御事

この書状の要旨は、次のようなものである。

- ①房七郎（利純）からの手紙を見た上で横笛大小を東儀より吉田に返済した。
- ②京都での雅楽演奏に関する仲間内の取込・多忙の件。
- ③東儀より吉田家に斡旋した笙の件。

名古屋の覚正寺や大道寺家からも度々、笙の件で文通が来る。吉田家との引き合いは今月限なので、今度は大道寺へ懸ヶ合いをしてもいいが、今春に早速承知もされた義理もあるので、どのようにされるか御尋ねをした。持主は相応の値段なら売りたいという値段は大が百五十兩、小が百兩である。時節がら、その値段のままというわけではないが、吉田家に購入希望がなければ、大道寺家へ斡旋したいと思う。私の考えでは高金であるが、めったにない物なので、手にいれるとよいものである。値下げ交渉は力一杯するので希望なら、七十兩で購入しては如何。売払切の「御往反」なので、春にも大道寺家へ一管、売込み交渉する工夫は如何か。併し右の品、持ち主が手放すのを残念に思われているので、「譲り状」を添え、又、吉田家から他家へ売られても、「譲り状」を残すことをすれば、購入ができる。期限が来て大道寺家と交渉に入りたいが、吉田家の了解なしでは不実にあたるので、態々手紙で尋ねた。結論を至急知らせてほしい。

- ④大道寺家からの東儀宛書状は別紙。

（史料一、十一月八日認、東儀文均宛吉田長右衛門書状）

尚々旁春来緩々御談話申上度奉存候得共、大道寺様へはうり切直段之義等は、御内々二被成下、吉田氏執心深とかくの沙汰なく、此上二奉一年預り候様之頼二付、何も不行届候趣二御返事被成下候儀は相叶不申哉、此段御相談申上度奉存候、右様仕置候得は、多忙中彼是之煩もなく、寛々御談示も出来仕候訳二而、同前二一段之都合二も奉存候、厚御勘考被成下、御急々二申下候様、奉伏願上候、右貴酬迄如此御座候、恐々謹言

ていた。このため五男義比が十一代高須藩主となった。嘉永三年十二月に従四位下左近衛少将兼摂津守。義比は、安政五年（一八五八）兄慶勝の隠居謹慎後、尾張徳川家十五代を相続し徳川茂徳と改名した。文久元年（一八六一）には従二位権大納言となっている。

義建の正室は、水戸藩主徳川治紀の娘、規姫である。義建の父親である高須藩九代松平義和は、水戸藩主徳川治保の子で、文化元年高須藩主となり従四位下左近衛少将兼中務大輔。義和の次男が義建。三男は遠藤但馬守の養子、胤昌である。娘の宣姫は、出雲広瀬藩主松平直諒に嫁いでいる。

義和の三男、義建の弟の遠藤胤昌は、東儀文均が帰国直前の五月七日に「遠藤殿へ昌輪、文均参上、数曲合奏、遠藤殿若殿式部少輔殿筆築道入門式、銀三枚下さる」記した遠藤式部少輔である。胤昌の養父遠藤但馬守胤統は、近江三上藩一万石の藩主であった。文均が江戸に稽古にきた前年の嘉永五年（一八五二）には、江戸城西の丸造宮の功績を賞され二千石の加増を受けた。天保十二年（一八四一）から若年寄を務めていた。

東儀文均の嘉永六年の主たる目的が、遠藤但馬守家での稽古であったことから、縁戚である尾張藩支藩高須藩隠居松平義建やその実子の尾張藩主徳川慶勝、高須藩主松平義比やその家臣団がつかうことになる。松平義建は、尾張藩書物奉行の深田正韶や、尾張藩重臣で文均の指導を受けた大道寺玄蕃やその家臣水野正信とも繋がりがあった。また、高須藩には尾張藩からの出向の藩士も多く、尾張藩校明倫堂で国学を講じた中尾義稲は門人の和歌を集めて、義建に献呈をしている。

三、美濃・尾張の東儀文均関係史料

東儀文均と美濃・尾張・三河の関わりについて見てきた。この前提の上で美濃高須吉田家史料に見る関係書状と、三河の羽田野敬雄宛の新家千足の書状を紹介したい。

（史料一）霜月七日付吉田長右衛門宛東儀文均書状

端裏「笙ノ事 京 東儀

十一月七日出十七日着、十九日返事遣、三日届候由」
別紙御覽之上御返事可被下候御事

以手紙得貴慮候、寒冷之節御座候処、愈御安祥珍喜奉賀候、然先比房七郎君より御差登之書状拝見之上、横笛大小返洛仕候処、定無相違御落手被成候哉奉存候、其節内々申上候仲間内取込之儀、追々及露頭睦々敷筋合二相成、各方弁銀之懇意二相成、実困入候、去ル七月中旬より打懸り、今一段之落番相付兼、百日余も日勤同様二而吟味高三拾貫余之事、心痛御察可被下候、是ハ御内密御他言御無用奉願入候事

一、旧春御入魂申入候笙之儀、その節貴家より名古屋表へ御相談二相成候哉、其御覚正寺上景、且亦大道寺よりも度々文通有之候二付、無余儀貴家へ御文通申入候書付類、為相見申候処、別紙之次第二相成候、貴家御引合も当月限御座候付、此度ハ大道寺之筋へ懸ヶ合候而も宜敷事二御座候哉奉存候得共、兼而御執心之御事、且亦当春早速御承知被下候義利迄も御座候故、御賢慮御尋申入候、持主も相応之値段候ハ、随分売払可申哉奉存候、右直段之儀は、大之方百五十兩、小之方百兩と申事二而、利当態々御座候得共、当時節柄二御座候故、左様之利届二は参兼候哉奉存候、貴君思召無之候は、

る。十四日には、昼後に浄信寺で父子稽古、夜楽会。十五日には、大道寺家で主人に稽古、夕方管弦。十五日に出立している。

帰途は、五月九日に江戸出立し、二十六日に京都着。この間、十七日に名古屋浄信寺着、翌十八日は、高麗氏宅で終日合奏した。高麗氏というのは、尾張藩士^⑦に二家あり、また名古屋商人に高麗屋がある。他に確認する史料が見当たらないので、いずれとも特定できない。十九日には、「間宮外記殿筆算入門、銀二枚」とある。間宮外記は三千石の重臣で、この時期には用人を勤め、後に年寄列を経て慶応元年には年寄(家老)になっている。二十日には、「浄信寺親子稽古、高木二男入門金二百疋、渡辺二男入門銀一枚、浄信寺、高麗、森本より金百疋ツ、安浄寺、覚正寺より銀三匁ツ、」と記している。高木二男、渡辺二男が入門しているが、名古屋の高木家は千五百石を筆頭に十家ほどある。また、渡辺家は一万石の半蔵家を筆頭に、この時期年寄列の新左衛門(二千石)、千五百石の監物家等三十家ほどあった。入門金からみて自身の二男だと思われるが特定できない。また高麗、森本からの謝金が記してあるが、尾張藩士の森本家は五家あり、一家は定府なので、四家が名古屋である。二家が百石、他は三十九俵と三十四俵である。先にも出た藩士の高麗氏は二家でいずれも三十俵である。高麗・森本が並列で記して謝金も同じことから、同じ江川端に住む、三十俵台の下級藩士の可能性が高い。

二十一日に文均は、名古屋浄信寺を発足して高須に向かう。高須では、着後すぐに合奏をし、翌二十一日、二十二日、二十三日は終日稽古をしている。新規入門者からは二百疋、謝金は各自から百疋を得て二十四日に高須を出立している。高須では吉田家以外にも入

門者がいて、相当数の人々に指導をしているようである。

以上、江戸行きは往路・復路での名古屋や高須での動向を見た。次に本来の目的の江戸での動向を見ておこう。

②江戸での稽古

江戸には、二月二十四日に到着し、五月九日まで滞在している。主たる目的は遠藤但馬守家での稽古である。その他、尾張藩関係をみておこう。

二月二十七日、市ヶ谷尾張屋敷御長屋間宮氏宅を岡江州(紅葉山楽人岡近江守昌輪)と訪問。四月二十一日、遠藤殿へ高須御隠居撰津守殿御出の楽会があり昌輪、文均、久恭参上。四月二十七日、高須御隠居屋敷へ昌輪、文均、久恭、山田元三郎参上。中飯頂戴、夕方数曲合奏、酒肴飯、銀一枚頂戴。五月八日(饒別として)尾州細井より金百疋。

尾張藩の上屋敷は市ヶ谷にあり、江戸詰中の藩士の住居として屋敷内に長屋があった。間宮氏宅は、その中であつたと思われる。往路の名古屋で間宮外記が筆算入門とあつたので、江戸詰中の間宮氏は、息子であろう。

四月二十一日(嘉永六年)に、遠藤但馬守屋敷に「高須御隠居、撰津守御出」とある。「御隠居」は尾張藩支藩高須藩十代藩主松平義建で、「撰津守」は十一代藩主松平義比である^⑧。義建は天保三年(一八三二)に従四位下左近衛少将兼撰津守に任官した。嘉永三年(一八五〇)十月に隠居し、撰津守を改め、中務大輔となつている。義建の次男は、嘉永二年(一八四九)に尾張徳川家を相続した十四代徳川慶勝。三男武成は、石見浜田藩主松平武楊の養子になつ

のことである。和歌もよくしたようで、竹尾正久編の『類題三河歌集』や村上忠順編の『元治元年千首』に養之の号で入集している。碧海郡東浦村の本間家は、安永九年（一七八〇）に賀川門籍（京都の産科医）となった本間元亮、天明三年（一七八三）に同じく賀川門籍となった本間周平、文化二年（一八〇五）に二十一才で荻野元凱（朝廷の医師）門人となった本間周吾がいる。本間周造も家業を ついで医師であったと思われる。

名古屋の覚正寺は、もと伊勢長島にあり城南山覚正寺といった。長高一向一揆の後に富永村（名古屋市中川区）に移転した。その後元和年中に名古屋玉屋町に移転したが、富永村にも同じ覚正寺の名で残った。文化五年（一八〇八）の『張藩習楽人物史』は、覚正寺恵了が林広猶から琵琶、山井維寧から笛を習っていると記している。清水禎子は⑤「恵了は林広猶から改流して豊原文秋の門人となり、豊原家の『中間師匠』として職人・商人・神官・僧侶に鳳笙を教授して豊原家への入門・相伝を仲介」したという。また「細野要齋の『葎の滴感興漫筆』には、覚正寺が音楽に詳しいことで有名であり、尾張藩重臣大道寺玄蕃が覚正寺に雅楽を学んだと記している」という。尾張本草学者の研究組織「嘗百社」の来歴を大河内存真が記しているが⑥、覚正寺で「詩経名物ノ会」を開くことがあったと記し、その頭注に「覚正寺ハ本町 丁日ニテ笙ノ笛ヲ能ク奏する人ナリ」と記している。覚正寺の雅楽は、本草学者の間でも知られていたようである。

嘉永六年（一八五三）は二月八日から五月二十五日にかけて東儀文均は江戸に行く。江戸でも尾張藩関係や三河関係がみられるので、次項で検討する。

その後文均は、安政三年（一八五三）五月二十一日から六月二十九日にかけて、美濃竹ヶ鼻、高須吉田家、名古屋浄信寺、東照宮楽役、美濃了応寺、大垣桐山家に出張している。

美濃了応寺は、美濃国羽栗郡東小熊村にある真宗大谷派の寺院である。東小熊村は尾張藩領であり、名古屋浄信寺と同じ、真宗大谷派であることから、浄信寺の紹介によって文均が指導に訪れたのだと思われる。

安政五年（一八五五）には、五月二十一日から六月二十五日にかけて、美濃竹ヶ鼻、高須吉田家、名古屋浄信寺、安浄寺、熱田社等へ出張している。

以上、個別に検討したが、出張先の美濃の場合は、尾張藩支藩の高須藩、美濃の尾張藩領であることを確認しておきたい。

二、嘉永六年（一八五三）の江戸行と尾張

冒頭で述べた南谷美保の論文は、主として東儀文均の嘉永六年の江戸下向について、『樂所日記』を基礎に検討したもので、興味深い内容に満ちていた。ただ、これも尾張藩研究や三河研究の側から見ると、また別の興味深い事実も浮かびあがる。この視点から、見とおきたい。

①往路・復路での名古屋・高須稽古

嘉永六年二月九日に京都を出立した文均は、二十四日に江戸に着いている。途中、十一日に、高須吉田家に泊まり、夕飯の後に合奏稽古、翌十二日は終日稽古をし、十三日に百正の謝儀を手にして名古屋に向かい、浄信寺に着く。夜は本町の有名旅館「駒庄」に泊ま

尾張藩重臣三千五百石大道寺玄蕃は、天保九年（一八三八）から十年に尾張藩年寄（家老）。天保十年から嘉永六年（一八五三）年寄列。嘉永六年から文久二年（一八六二）年寄。文久二年には、従五位下駿河守に叙任された。大道寺家に「楽役」があったことは興味深い事実である。

浄信寺は^①、浄土真宗大谷派の寺院で、七世慈聞は笛を山井景和に学んだ。八世慈照は、押小路大納言の二男である。九世慈明（羽塚秋楽・通広）は、慈照の二男で兄は慈階、弟は慈住である。慈明（文化十年・一八二三）明治二十年（一八八八）は、大神基孚に笛、安倍季良に箏、豊原陽秋に笙を学んだ。天保九年に二十五才で九世浄信寺住職となつていたので、東儀『楽所日記』に出てくる浄信寺は、慈明である。東儀の出張稽古ばかりでなく、慈明等が稽古のために上京したり、尾張において東儀家への入門の仲介をしていることも記されている。

嘉永元年（一八四八）五月二十五日から六月二十九日には、美濃高須吉田家、同竹ヶ鼻、名古屋浄信寺、大道寺家、熱田宮、東照宮楽役に出張している。

美濃竹ヶ鼻は豊かな商人が多く、俳諧も盛んな在町で、尾張藩領であったが、この時期には、近江八幡との交換ということで幕府領となつていたが、名古屋とのつながりが深い。

東照宮楽役は、名古屋城内の東照宮に寛永八年（一六三二）、尾張藩初代義直が十三人の楽人を召し抱えたことから始まる。幕末には楽人の家は十五家、人員十七人であった^②。『名古屋市史』風俗編は、楽人の内、恒川家と吉川家の楽事経歴を掲載している。この内、恒川家五世弥兵衛重紀は、弘化二年に箏を東儀文均に、嘉永

二年に箏を四辻前大納言に、嘉永六年、蘇合香を同師に、安政三年（一八五〇）に蘇合香、四帖只拍子、萬秋楽を東儀文均に学んだという。六世弥太郎重富も、元治元年（一八六四）に箏を東儀文均に学んでいる。

嘉永四年（一八五一）は、五月八日から六月五日にかけて、近江八幡井狩氏、美濃高須吉田家、尾張津島堀田家、名古屋浄信寺、同大道寺家、安浄寺、熱田楽役衆に出張している。

尾張津島堀田家^③というのは、津島牛頭天王社神官の堀田右馬太夫年足家のことだと思われる。年足の妻貞子（寛政七年・一七九五）明治八・一八七五）は、京都正親町三條家の娘で、香川景樹、熊谷直好らに歌道を学び、香道、書、琵琶に優れていた。その嫡男堀田茂之（天保元年・一八三〇）明治四十年（一九〇七）も熊谷直好の和歌を学び、能楽、管弦、書に優れていたという。嘉永四年には、年足の年齢は不明だが、貞子は五十六才、茂之は二十一才である。

名古屋安浄寺は、浄信寺九世慈明の弟の慈住のことである。安浄寺慈住もまた、兄慈明とともに雅楽を学び、兄と同様に東本願寺楽頭となつている。

嘉永五年（一八五二）には、二月二十九日から閏二月を経て三月六日まで、美濃高須吉田家、名古屋浄信寺、同大道寺家、三河西尾新家、三河西尾伏見屋新田成瑞寺、帰路津島堀田家に出張する。また、八月三日から十月二十五日に美濃高須吉田家、津島堀田家、名古屋浄信寺、三河東浦本間氏、名古屋覚正寺、大道寺家等に出張する。

三河東浦本間氏^④というのは、天保十四年（一八四三）に大坂の儒者で書家の篠崎小竹に入門している三河碧海郡東浦村の本間周造

はなかったと思われるが、史料的には多く残されておらず「東儀文均が『楽所日記』において、複数回にわたる地方への出張稽古に出かけた記録を残していることは、きわめて貴重なものである」という。『楽所日記』というのは、東儀文均（一八一〜一八七三）が、天保十五年（一八四四）正月より、死去する前年の明治五年（一八七二）まで書き記した日記である。この日記から、南谷は「こ

れらの出張先は、おおむね決まった地域の定まった関係者の元へ出かけるというものであり、東儀文均の出張先も、美濃、名古屋、三河という範囲を中心とするものであった」という。尾張藩重臣大道寺家の家臣水野三四郎から美濃高須の吉田家に宛てた書状、三河西尾の新家千足から羽田野敬雄に宛てた書状に、東儀文均が登場するのは、『楽所日記』の記載からすれば、当然のことであったといえる。

東儀文均の主たる出張稽古先である、美濃、名古屋、三河の具体的な内容を南谷の整理による『楽所日記』から確認し、出張稽古先について出来る限りの解説をしておきたい。

『日記』に見る東儀文均の地方への出張稽古の最初は、天保十五年十一月三日から十日の近江八幡井狩氏である。『日記』が天保十五年から始まっているので、実際には、これ以前にも地方出張稽古を行っていた可能性もある。ところで、この近江八幡井狩氏に出張稽古に出かけた天保十五年は、すでに尾張藩が、美濃竹ヶ鼻と交換することで、近江八幡を領有していた時期である。

天保十五年は、弘化元年に改元した年である。

翌弘化二年（一八四五）は、二月六日から十四日に、近江八幡井狩氏。五月十四日から七月十一日にかけて、近江八幡井狩氏、安土浄厳院、美濃高須吉田家、三河西尾御剣八幡宮神主新家筑後守方、

尾張熱田社楽役衆、名古屋大道寺楽役、同浄信寺。十月二十四日から十二月二日にかけて美濃高須吉田を経て名古屋である。

東儀文均の、美濃、名古屋、三河の具体的な出張稽古先に、美濃高須吉田家、三河西尾新家筑後守、名古屋大道寺楽役があり、書状と完全に符号する。

ところで、美濃高須というのは、尾張藩の支藩である美濃高須藩三万石松平摂津守家の城下町である。江戸の四谷に屋敷があったことから、四谷松平家ともいう。独自の家臣もいたが、尾張藩からの出向の家臣が家老をはじめ、相当数いた。出向家臣は、名古屋に屋敷があり、数年後には名古屋に帰った。美濃高須吉田家は、高須城下の富商であった。吉田家は茂三郎利茂（利充）が文政四年（一八二二）に本居春庭に入門して国学を学んだ。この後を継いだのが次男の利和である。墓碑によれば、吉田家当主は累代長右衛門を称した。利和は、天保二年（一八三一）生まれで、耕平と改める。安政二年（一八五五）に父が死去し、兄がこれより前に死去していたため、二十五才で家を継いだ。和歌を香川景恒、熊谷直好に学び、茶道を千々々斎、笙を豊原陽秋に学んだ。明治二十三年（一八九一）に衆議院議員となっている。東儀文均が吉田家に稽古に訪れた弘化二年は、利和が十四才であり、父も兄も存命であったので、弟も含め親子兄弟四名が指導を受けたと思われる。

東儀の出張先に尾張熱田社楽衆がある。熱田神宮は古くから舞楽が行われていたが、中世の断絶を経て元禄十二年（一六八九）、尾張藩三代藩主綱誠が楽員十三名を撰定し、舞楽を再興した。文政元年（一八一八）には楽人若山久安を京都に派遣し学ばせ、また師家を招き楽員（楽衆）の研鑽に勤めたという。

雅楽師東儀文均と尾張・美濃・三河

Teaching of the Court Musician, Huminari Tōgi and the Development of the Court Music in Owari, Mino and Mikawa

岸野 俊彦 (音楽学部教養部会)

はじめに

『愛知県史』資料編近世学芸のための史料調査をした際、雅楽師の東儀近江守文均の名前が記された書状が、①美濃高須の吉田家文書②三河の羽田野敬雄に宛てた新家千足書状に見ることができた。

吉田家文書中の書状は、東儀文均から吉田家へ宛てたものと、尾張藩の重臣大道寺家家臣の水野三四郎から商人の吉田家へ宛てた書状である。美濃高須の吉田家と三河西尾の神主新家千足と東儀文均の関連が、十分に理解できなかったため、新家千足と東儀家のつながりの記された書状を一通のみ『愛知県史』資料編近世学芸に掲載したが、吉田家の書状と新家千足の東儀とのつながりを示す他の書状の掲載は見送った。

その後、南谷美保「江戸時代の雅楽愛好家のネットワーク―東儀文均の『樂所日記』嘉永六年の記録より見えるもの―」(『四天王寺国際仏教大学紀要』第四〇号)が、東儀文均と美濃高須吉田家、尾張藩大道寺家、三河神主新家家のつながりを明らかにしていることに気がついた。南谷が、東儀文均の日記から拾い出した三者の関係の上に、改めて吉田家書状や新家千足書状を乗せて見ると、雅楽の

背後にある、国学や尾張藩、尾張藩支藩である、美濃高須藩との関係も見えてくるように思われる。また、清水禎子「尾張における奏楽人の活動について」が明らかにした尾張の幅広い雅楽の展開、坪内淳仁「近世後期豪農層の文化展開と茶の湯―尾張国海西郡荷之上村服部弥兵衛家にもみる」(いずれも、岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』二所収)で明らかにされた、豪農服部家周辺の雅楽ともつながるように思われる。本稿では、『愛知県史』で収録できなかった史料紹介も兼ねて、これらの関係について明らかにしたい。

一、東儀文均の『樂所日記』にみる地方雅楽の展開

近世の朝廷の雅楽演奏組織を三方楽所という。楽人の本拠地が京都、奈良(南都)、大坂(天王寺)の三ヶ所に存在したからである。京都に在住した天王寺方の楽人、東儀近江守文均は、南都方楽人芝家の芝葛起の三男で、芝葛具と名乗った。その後、在京の天王寺方楽人東儀文暉の養子となり、さらに分家の東儀文信の跡を継いだ。東儀文暉には、実子の文静がいた。これが東儀河内守文静である。南谷美保は、三方楽所楽人の地方への「出稽古」は、珍しいことで